



収入
印紙

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 別府市子ども見守りシステム構築委託業務
- 2 委託業務の場所 別府市上野口町1番15号 別府市役所 ほか
- 3 委託金額 ¥
〔うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額〕
¥
- 4 契約期間 自 令和 年 月 日
至 令和 5年 3月 31日
- 5 契約保証金 免除
(別府市契約事務規則第6条第3項第9号)

上記業務の委託について、委託者 別 府 市 (以下「委託者」という。)
と受託者 (以下「受託者」という。)
との間に次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 受託者は、別紙仕様書に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）
をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）内に頭書の委託業務（以下
「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないもの、又は交互符合しないものがある場合は、
委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継さ
せてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主要な部分
を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主要な部分のほか、受託者が設計図書において指定した部分を第

三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第4条 委託者は、必要がある場合には、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者の負担とするものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第7条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完成届を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完成届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の検査に合格しないときは、委託者の指示した期間内に補正を行い、委託者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期間については前項を準用する。

(履行遅滞における違約金)

第8条 受託者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は違約金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託金額に対して、延長日数に応じて年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(委託金額の支払)

第9条 受託者は、第7条第2項の規定による検査に合格したときは、委託者に対して

委託金額の支払を請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(違約金)

- 第 10 条 受託者の責めに帰する理由により、委託者が契約を解除したときは、受託者は委託金額の 10 分の 1 を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

- 第 11 条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(目的外使用の禁止)

- 第 12 条 受託者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、委託者が認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

(知的財産権)

- 第 13 条 受託者は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。
- 2 受託者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により委託者に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 3 受託者は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(著作権の帰属)

- 第 14 条 この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。なお、この契約の満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 委託業務成果物に対する、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権案）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は委託者に帰属する。
- 3 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）の 2 に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。
- 4 本委託業務の実施による写真、イラスト、画像、文章、キャッチコピー、ロゴマーク等その他一切の著作権についても、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、必ず事前に委託者の承諾を得なければならない。著作権の帰属が困難な作品の場合、事前に委託者と協議し、使用権を委

託者が保有する。

5 受託者は、成果物及び成果物内に使用している写真、イラスト等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

6 写真、その他のコンテンツ及び、その利用に必要な権利は、受託者において収集、処理すること。

(情報セキュリティの確保)

第15条 受託者は、この契約の業務処理にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、自らが取得し、若しくは作成した情報資産の漏えい、滅失等の防止及び適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 委託者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために委託者から引き渡された情報資産を複写又は複製してはならない。

3 委託者の指示又は事前の承認を得て情報を廃棄する場合は、当該情報資産が判断できないよう必要な措置を講ずること。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

委託者 別府市 別府市長 ①

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ①

別記

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して受託者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して委託者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5条 委託者は、この契約による業務に関して委託者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(返却及び破棄)

第7条 受託者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本業務の

履行のために必要がなくなったときには、委託者の指示に従い、委託者から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び委託者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。

なお、委託者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、委託者と受託者とが協議の上決定することとする。

(文書等の取扱い)

第8条 受託者は、機密情報又は個人情報記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること
- (2) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること
- (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること
- (4) 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること
- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること
- (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること
- (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること
- (8) バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと
- (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること
- (10) 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること

2 受託者は、委託者の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報又は個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 委託者及び受託者は、法令（委託者の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第10条 受託者は、委託者が行う機密情報の提供は、受託者に対して現在又は今後、

所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第11条 委託者及び受託者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、委託者及び受託者は前項を適用しない。

(従事者への周知)

第12条 受託者は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者が処理する委託業務に係る機密情報及び個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第14条 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。